

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例</p>	<p>埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例</p>
<p>1 埼玉県教育委員会事務局職員の定数は、<u>七百三十一人</u>とする。</p>	<p>1 埼玉県教育委員会事務局職員の定数は、<u>七百二十九人</u>とする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>